

快適トイレの設置に関する実施要領

(目的)

第1条 建設業においては、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組が求められている。このため、県では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の普及促進に向けた取組を実施する。この要領は、快適トイレの設置に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 原則、県土整備部が発注するすべての土木工事（港湾工事を含む）を対象とする。ただし、現場環境改善費の計上が認められていない災害復旧工事や設置期間の短い舗装修繕工事等は除く。

2 快適トイレの設置は、受注者の判断によるものとする。

(快適トイレの仕様)

第3条 本要領でいう「快適トイレ」は、以下に示す使用のうち、(1)～(6)及び(7)～(11)に示す項目を全て満たす仮設トイレとする((12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【トイレに求める機能】 ※必須

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】 ※必須

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】 ※任意

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(実施方法)

第4条 特記仕様書別表により、該当の有無を選択する。

2 受注者が快適トイレを設置した場合は、通常の仮設トイレ（10,000円／月）との差額として、1基あたり57,000円／月を上限に、設計変更で対応する。なお、一月に満たない端数日分は、日割りで計算することとする。

- 3 設計変更の対象となる快適トイレの数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。工事期間中に、通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合は、設計変更の対象としない。
- 4 設計変更する場合は、共通仮設費の「営繕費」に積み上げる。
運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、（削除）積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、個々の施工箇所で計上できるものとする。
- 5 監督職員は、別紙チェックシートにより、快適トイレの仕様を満たしているか現場で確認すること。
- 6 受注者が快適トイレを設置した場合は、受注者に快適トイレに係る支出実態のわかる資料を提出させること。

（配慮事項）

第5条 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組として、快適トイレを導入する際は、以下の項目に配慮すること。

原則：女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする。

全 般：女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

設置位置：女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

動線の配慮：男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

ドアの向き：女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

照明：窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

室温：トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

性別の徹底：混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する

（その他）

第6条 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、技術管理課と協議すること。

附 則 この要領は、平成29年8月17日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年8月3日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年7月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行日前に契約した工事であって、施行日時点において完成していない工事については、本要領を適用することができる。

3 前項の規定により本要領を適用する工事における快適トイレに係る費用の算定は、令和8年9月30日までの設置期間については改正前の要領を適用し、令和8年10月1日以降の設置期間については改正後の要領を適用する。